

13

經 縱 會 出 版 部

蘭印通商問題

特 219

169

資料第二輯



始



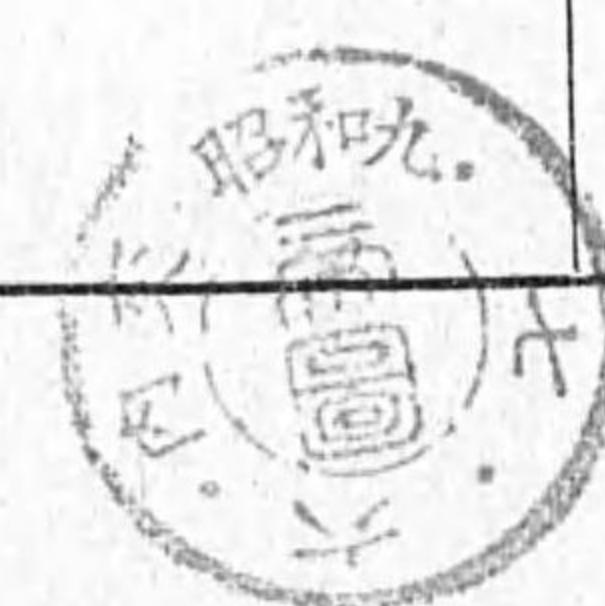
特219
169



經 縩 會 調 查 部 編 纂

蘭 印 通 商 問 題

經 縩 會 出 版 部



蘭印通商問題



日本商品の異常な進出に對して、蘭印當局は和蘭本國の強要の下に、昨秋以來邦貨排撃を目的とした輸入制限令並に輸入業特許制、非常時輸入制限令を實施し、又は之が實施を豫告した。かかる險惡な情勢の中に、六月四日、バタビアに於て日蘭政府會商が開催されようとしてゐる。

本會商は、蘭印産業の破滅的現況の起死回生策として蘭印當局の提出せるものであり、而して我國にとつては、在蘭印七千の邦商の死活問題であると同時に、我輸出産業並に内地糖業に及ぼすところの影響極めて大なるものとして、今や朝野を擧げて注目しつゝある問題である。

一、日蘭貿易衝突の必然性

近年、我國の對蘭印輸出は巨大な規模を以て増大した。

蘭印における日本商品の進出は、昭和七年以來著しく増加し、昨年度においては蘭印における邦品輸入總額は一億五千七百萬圓に達し、同地貿易の第一を占めるに至つた。殊に同地輸入品の大宗をなす、綿製品において邦品は躍進的に進出し、昨年度においては全輸入額の七割五分と云ふ壓倒的優勢を持し、人絹、ビール、セメント、雑品においても飛躍的數字を示し、我國輸出貿易の第四位を占めるに至つた。

かかる我國輸出貿易の進出は、當然、蘭印經濟の指導權を握り和蘭本國の輸出貿易に決定的な打撃を與へずにはおかなかつた。

その顯著な實例を晒木綿にとつて見るならば、一九三〇年において我國の一千三百萬ギルダーの輸出に對して、和蘭本國は一億一千七百萬で我國の約十倍の比率を示して居つた。ところが一九三三年に至ると、我國が一億二千六百萬臺へと飛躍的な増大を示したに反して、和蘭本國は正に二千二百萬へと顛落してゐる。

しかも、かくの如き日貨の進出に進れて、我國商人の増大が招來され、大戰當時の七、八百名

から一舉に七千名へと増加して、昨年中における邦商による日貨の取扱高は蘭商の五割に對して約二割五分を占めるに至つた。

しかも、表面、取扱數量の蘭商の絶對的優位に比較して、金額高においては、邦商は遙かに多額の利益をあげてゐる。

かくの如き邦品の壓倒的攻勢に對して、蘭印產品の我國向け輸出狀態はどうかと云ふに、砂糖一千二百萬圓（一九三三年、以下同じ）醸油一千五百萬圓、生ゴム七百万圓が主なるもので、總額僅か、五千五百萬圓程度である。しかも圓價の激落は右金額をさへ遙かに名目價值以下のものたらしめてゐるのである。

更に見逃がしてならない事は、蘭印産業の中核をなす砂糖界が極度の衰退に直面してゐることである。

從來、その最大顧客であつた英領印度は、近年糖業保護政策によつて、產糖額増大して、一九三〇年において百萬噸だつた輸出額が、昨年度においては二十五萬噸に激減した。各國の砂糖自

給自足政策は、ジャワ糖の輸出を益々困難ならしめてゐる。これまで年額七、八億にのぼつた出超が、最近には一億五千萬位に激減して糖業の投資二十億に對して利子すらカバーできなくなつてゐる。

蘭印地方における砂糖の滯荷は二百五十萬噸を超え、糖價はもはや回復の見込なく、明年度においては、砂糖栽培の希望者なく、政府はやむを得ず、四十萬噸の強制栽培をなさしむるといふ有様である。

蘭印糖業の悲境は正に致命的であり、従つて同地農民の窮迫はその極點に達してゐる。されば上述し來つたことによつて明かな如く、我が對蘭印輸出の壓倒的増大に反比例して、蘭印輸出貿易が萎靡不振に陥りつゝあることは、蘭領印度を搾取土壤としてその繁榮を誇つた和蘭本國資本にとつて、正に死活的問題に違ひない。このことは日蘭通商の利害に、大きな溝の存在することを示し、兩者の貿易關係に必然的な衝突のモメンツを内包してゐることを意味する。

二、日蘭會商に對する資本家並に 政府當局の對策

資本主義の行詰りからくる、恐慌の深化は最近、各國の經濟を益々閉鎖的ならしめてきた。

益々、狹隘化しゆく、内外の市場に對して、膨大化せる生産力の生み出す過剩商品のハケ口を求めて、列國の巨大資本は死にもの狂ひの市場争奪戦を開始してゐる。この時、兩者の求めるところは自己商品のより大なる進出に對して、相手商品の可及的制限である。日印、日英、日蘭通商戰は皆かゝる事例に外ならない。

しかしながら、かかる通商戰は、一國巨大資本の利害であると同時に、一國産業の興廢に關するものであり、國民生活の歸趨を決するものとして、ひとり資本家階級のみの關心事たるものでない、國民大衆の切實なる日常の問題として、舉國的貿易國策の樹立が必要とされる所以なのである。

國策の遂行に、公私陰陽の容嘴を加へ、多年の間、國家の動向をその頤使の下に左右し來つた資本家階級が、いち早く今度の問題に對して自己の利益を主張した事は何ら怪しむに足りない。我國の對蘭印態度として、五月九日外務省が、その政府訓令において「貿易戻調整のために、國內産業の發展に重大な支障を與へぬ範圍内において、砂糖、ゴム、石油等の蘭印特產物の輸入增加を圖る」と通達するや、糖業者は即時、「十萬噸以上のジャワ糖移入絶對反対」を聲明した。臺灣總督府は、之と符牒を合せるが如く、正式聲明としてジャワ糖輸入反対を表明することによつて、植民地資本の傀儡なるかの印象を與へた。勿論「反對理由」として米穀統制上の障害があげられてゐるが、この事は單に米よりも甘蔗の栽培が、植民地の大部分の土地所有者である財閥にとつてより有利なることを意味するに過ぎない。

一般輸出業者は政府當局に對して對會商態度硬化の鞭撻に努めてゐるが、會商決裂の危險を避けんと或る程度の割當を承認するの譲歩的態度を希望してゐる。

政府當局は、日貨排斥の世界的氣運の中に開かれる本會商が、日英會商破綻の直後を受けてゐ

るだけ、今後の我産業の伸張をトすべきバロメーターとして極めて慎重なる用意を以て臨まんとしてゐる。

政府當局は數次の官民協議會開催の結果、次の如き原則を決定した。

第一に、在蘭印邦商驅逐の方策としての營業制限令並に輸入業者特許制案に對しては、憲法違反並に、最惠國待遇違反であるとの見地から、先づこの點で満足なる回答を得ざる場合は、會商決裂をも辭せずと決定してゐる。

果して、右の「満足なる回答」とは詳細判明しないが、その大體は外務省訓令案として紙上傳へられたものは次の如くである。即ち

「蘭印側の希望に對し友好的考慮を拂ひ、砂糖、ゴム、石油等の對日輸入に、ある限度の數量保障の用意あること、」
「右代價として我國側綿織物、人絹、雜貨等の對蘭輸出に對し、一九三三年度の輸出金額を基準に輸入保障を要求する。」

とバーテーシステムの原則を承認し、相當量のジャバ糖の輸入を覺悟してゐる。

政府のかゝる譲歩的態度は、日本糖業者にとつては、漸く近年公私多年の生産擴張努力の結果自給自足に達した苦心の成果を破壊することであり、利潤率の甚だしい低下を導くものとして、政府當局のジャバ糖輸入の強制による損失は何らかの形で補償せられたいと希望してゐる。これに對して、政府當局は國策的見地から、バーテー制による當業者の損失は、各輸出業者の共同負擔たるべしと、輸出業者の同業組合を鞏固な統一的聯合會に組織せしめて、これに負擔せしめる如く決定してゐる。

二、我等の主張

以上、資本家側、政府當局の特徴的主張を見たが、果して彼等の主張が、國家的に妥當な見地に立つてゐるか、甚だしく疑問なきを得ない。

現に、我商品の蘭印市場へ浸潤する原因の道義的正、不正の根據如何に拘らず、兎に角、和蘭

當局が背に腹は代へられずとして、日貨の防遏手段に出てきた以上、彼等は如何なる好餌を以てしても、一定限度の輸入量の制限をなすは當然であらう。

しかば單に、政府當局の意圖するが如く、ジャバ糖その他石油、ゴムの少量の輸入品の増加のみを以てしては、到抵解決を得ることは望み得ないであらう。

日印、日英會商の失敗に鑑み、單に、我國產業の優秀性を主張することを以てしては、彼等の死活的輸入制限を突破することは出來ない。基本的には對蘭印通商の對立點は彼我貿易尻の一億圓の開きである。しかして一億の我が出超は和蘭本國及び英國の綿織物産業を壓倒し、それを乘り超えて躍進した我が綿織物の發展、並に雜貨、人絹類の輸出増加が原因してゐる。

しかるに、かゝる一億の出超を問題とせずして、徒に、蘭印當局が砂糖の過剰に困却してゐると云ふ、事の反面のみを強調して、本會商をジャワ糖輸入増加の一本槍のみを以てして、成立せしめんとするが如き主張は、事態の本質を明察したものではない。若しくは、一億の出超に、過大の利益を享受しつゝある現輸出業者一連の貿易現状維持論者の資本家的利己心から割り出した

結論に外ならない。

一〇

現在、我國は年々、ジャバ糖を一千數百萬圓買つてゐる。此の上、幾莫の買餘地があるかと云ふと前述の如く十萬噸（僅か七百萬圓）に過ぎない。勿論この額は現在の經濟條件の下における採算値として糖業者が割り出した數字であるから、國家的見地に立つて統制經濟の立場から輸入増加をはかるならば、此の上更に數十噸（一千萬圓餘）の買餘地があるであらう。又、當然、國策的見地から見るなら右の増量は強行しなければなるまい。

だが果して、その程度の輸入増加が萬事を解決するものかと云ふと決してそうではない。尙八九千萬圓の貿易尻の差額が消えないものである。即ちこのことは、日蘭片貿易の調整は單に、日本側のジャワ糖輸入増加を以てしては到抵、根本的な解決法ではないといふ事を物語つてゐる。

我々は、この故に、現政府當局の支配的潮流をなしつゝあるところの、ジャワ糖輸入強制の氣運が、果して奈邊にあるかは不明であるとしても、一億の膨大な貿易差額を根本的に調整する所以は、對蘭印輸出の絶對的減少以外にはないと斷定せざるを得い。

しかば、ジャバ糖を現在より一千萬圓多く輸入増加をはかるとしても、尙かつ、九千萬圓の貿易差額が残る譯だが、この貿易尻を如何にして調整するかである。

輸入額増大の方法として尙考へられることは、石油、ゴム、錫、木材、玉蜀黍、タビオカルトカボツク、ビーン等の蘭印特產物の輸入であるが、これとて、關稅の低下或は免除、その他の諸條件が附加されて初めて、精々一、二千萬圓の輸入増加が可能とされる程度のものである。

しかば、日蘭印間のかくの如き巨額の貿易不均衡狀態の調整は、我が對蘭印輸出量の減少以外、本質的な打解策はあり得ないのである。

一億に近い蘭印向け輸出を中止する、そんな事が出来るかと論者は云ふかも知れない。だが私は可能なりと信ずる。又相當の困難を覺悟しての仕事でなければならぬと思ふ。即ち、對蘭印貿易の一億圓の輸出超過に對して、北米合衆國を筆頭に濠洲、カナダ、ドイツ、瑞典、諸威等の諸國に對しては數億圓の輸入超過となつてゐるのである。だから、蘭印向けの輸出をこれ等入超國に振り向けることによつて、我が輸出産業は前者の市場喪失によつて蒙る損失を充分カバーし得る

一一

であらう。勿論かくの如き輸出の轉向は回天の大業であつて簡単に成就し得るものではなく、一時的には可成りの波瀾を起し、輸出の縮少を起すかも知れぬが、鞏固な國家的指導統制によつてかかる障害は突破すべきであらう。

或は論者にして、次の如き反対説をなす者があるかも知れない。

「今回の日貨排斥の蘭印措置は背後に、英國紡績業者の尻押しが多分にある。故に、我國の態度としては之を飽くまでも政治的な問題として、英國の策動の餘地なからしめるが如き非妥協的交渉を行はなければならない」と。

勿論、今回の蘭印當局の措置が、多分に英國の指圖によるものであり、英蘭共同の日貨攻撃策であることは明かな事實である。蘭印における日、英綿布輸出關係をみると、昭和三年に於て、日本が一億七千萬ヤードであり英國が一億四千萬ヤードを輸出して居つた、ところが、昭和七年になると、日本が三億五千ヤードに激増したに反して英國は僅か四千ヤードに激減してゐる。日貨の異常な進出に對して英國品の激減の事實を見るのである。かゝる事實に鑑みて、日貨排斥

の蘭印の措置に英國が有力な後押しをしたであらうこととは推察に困難ではない。現に、本年三月英國ランカシア代表は民間運動として、オランダ政府を訪ひ、英國綿布の購入量をもつと、激増して貰ひたいと主張し、その代りに、英國ではジャワ糖の輸入を増加せしめようと提案した由である。之に對して、和蘭當局は、日本に對するその植民地防衛の意圖から、南洋制海權を確保するため、英國と結ぶ必要ありとして、甚大なる好意を傾けてゐる。又歐洲に於ける政治的地位から云つても和蘭は英國に叩頭せざるを得ない立場にある。更に、貿易上からみても、和蘭は英國に一千萬ボンド（昭和七年）の輸出超過の状態にある。

以上の諸要因によつて、今回の蘭、英共同の日貨排斥の工作が導き出されたものとするならば我々は、徒に「非妥協的」交渉を以てしては、有利な解決を得ざるのみならず、事態を愈々紛亂に陥れる結果、不測の打撃を蒙ることを知るであらう。

しかしながら、かゝる英蘭共同の防禦陣を突破して、日貨が壓倒的な進出をした事は、蘭印地方における、同種産業の未發達を意味し、又廉價で優秀な邦品の利用が蘭印土民に非常にもては

やされる事の證明である。かゝる觀點から、我が通商國策の究極的目標は、蘭印から歐洲品の強制輸入を撤廃せしむることに置かれなければならぬであらう。だが現在の國際政治諸状勢の下においては、右は一個の究極的理想であつて、現實の政策としては實行し得べきものではない。

されば、我々の蘭印向け輸出の減少、その別市場の開拓を主張するところの所以は、右の究極的理想への到達過程における當面止むを得ざる譲歩的政策に他ならないのである。
我輸出量の減少の方法として蘭印向けの輸出品を入超國たる濠洲、カナダ、ドイツ、瑞典、諾威、或は南米西海岸、アルゼンチン等々への輸出に轉換せしむるの努力が必要であるが、これと同時に、我々は更に次のことが考慮せらるべきであると信ずる。

最近の日貨の海外躍進の要因として世上唱へられてゐる原因是、低爲替による圓價の下落と、チーパレーバーによる原價安の二ツがあげられてゐる。我々は以上につけ加へて更に、我輸出産業の群少割據性から生ずる無益な相互競争及びこのための採算を無視した廉賣戦を見逃がしてはならない。かくの如き我が輸出産業の激烈な同志討ちは輸出商品の量的激増に比して、受取勘定

金額の減少を招來してゐる。

このことは、全國的に輸出産業の、縦横の強力な統一を齎すことによつて、無益な同業者間の同志討ち的競争を排し、以て一定水準に輸出價格の維持を强行するならば、輸出の相當量の減少に對して、殆んど、何程もの金額上の損失をも來さないであらうことを示してゐる。

「生産の合理化と統制」先づ、我が輸出業者は、和蘭當局の不法を難詰する前に、自ら省みて、このことを實踐しなければならない。

勿論、かくの如き輸出産業の間然するところなき全國的統一は、強力なる國家的權力の干渉が必要とされる。自由競争を原則とする資本主義そのものの根本的是正——我々の課題は既にかかる本質的問題に當面してゐるのだ。

この意味から、最近外務、商工兩省が、立案に着手した、經濟外交機關統一に關する提案は「貿易の自由」を一步、「貿易の統制」へ前進せしめるものとして、甚だ注目すべきものである。

本案は、最近頻々としておこる歐米の日貨排撃の處置に對して、我が當局の態度が事々に手遅

れの態度を取り、外務、商工、大藏省間に意志の疎通を缺き、統一的な強力政策を主張し得なかつた爲に、蒙つた我國の損害が、如何に大きかつたかに鑑みて、之が匡正と、来るべき世界通商戦に對應すべき貿易統制の見地から提案されたものである。

未だ右の計畫は具體化されてゐないが、商相私案として傳へられたのは、

一、民間側の知識経験を廣く徵し、その協力を求める途を開くこと

商工省には貿易關係の諸事項に關する各省連絡機關として、既に貿易參與會議があるが今後はこれを擴充して民間側の知識経験者を參加せしめる。

二、關係各省官吏の交換の途を講ずること

即ち、外務、大藏、商工各省が、相互に官吏を交換し、事務上の缺陷を補正する。

三、在外通商機關の整備擴充を圖ること

商務官、總領事、貿易通信員等の通商機關を統一し貿易事務所新設を圖る。

四、世界各國の生産、貿易相互の通商關係等に關する統計を作製すること

現在においてもこの方面に關する調査は相當整つてゐるが、更に廣汎圍に亘る統計を備へ、以て一國が通商阻害的措置を講じた場合における新市場の開拓、又は一品目が輸入禁遏に遇つた場合に處する品目上の轉換を敏捷に講じ得る便益に供すること。

以上が商工省案の輪廓であるが、一讀明かな如く、現在の無統制貿易から受くる損害を極度に僅少化すべく、現存輸出機構その儘に於て能ふ限りの貿易統制へ接近せしめんと努力した跡を見ることが出来る。しかしながら、かゝる現狀機構認容の下における「統制手段」なるものは、凡そ僅かな弊害の除去程度のものであるから、群小輸出産業の亂立を統一して以て、最近の猛然たる列國の日貨反撃に對抗するには甚だしく不充分と云はなければならぬ。

外務省の希望としては將來イギリスに於けるが如き「貿易省」の創設を意圖して居るが、斯くの如きは、遠き將來に屬する問題であり、又右の計畫實現の暁においてさへ「通商機關の連絡整理」を何程も前進せしめ得ないこと明かである。

しかば右案の意義如何と云ふに、常に世界通商戦の先頭に躍進し續けた日貨の進出に跛行的な立ち遅れを感じてゐた我通商政策を漸くこれに追ひつかしめる程度であらう。

即ち從來各輸出業者の私事として通商の自由を廣汎に許容し、商品の種類、市場販路、輸出数量及價格について各業者が自由に選擇し、競争することを放任して居つたところから起きた諸弊害——採算點に近い低價格、無謀な市場争奪戦による邦品の氾濫、競争による共倒れ等々——の防止に幾分役立つであらうことは論を俟たないが、これによつて叙上の諸弊害を徹底的に、剔抉し盡すことの不可能なるは又想像に難くないところである。

單に、在來の通商關稅機關の連絡強化を以てしては、利潤の追求にはいかなる共食ひをも辭せざる資本家貿易業者の各商策に、國家的統制を強制することは困難であり、各業者の恣意的政策を統制することが不可能であるならば、澎湃たる邦品排撃の世界的潮流を突破することも亦甚だ困難な事であらう。

一體、或國が國內産業保護その他の必要に迫られて關稅引上または輸入制限等の手段に出た場

合、外交上の交渉等はなんらの效果をも齎さぬのを通例とするものであるから、決定的な武力發動の時機は別として、常に我々は相互の經濟的協調、提携を期さねばならぬ。

要は行政組織上の整理統一のみならず、強力なる經濟外交機關の確立、而然、同時に國內輸出産業の國家權力による整理統一のみが、通商非常時下的變らざる邦品の發展を約束するであらう。かかる見地から、我々は世上紛々と傳へられる對日蘭會商の資本家的諸獻策と焦土外交的な暴虎馮河的諸主張とを尻目に、日蘭會商の協定成立の可能性は次の如き具體案の斷行によつてのみ促進せしめられるであらうことを確信する。

一、強力なる國家權力の發動によつて、輸出産業の鞏固な統一をはかる

これは同業組合の聯合體結成へと既に進展しつゝある。

輸出組合の整理統一運動の强行的促進を以て行ふ。

二、貿易省の創設

商工、外務案を百尺竿頭一步を進めて經濟外交の單一行政組織の確立へ。

三、輸出の統制

各輸出業者間の無益な廉價販賣戦の弊害除去。平均價格の一定限度の引上げ敢行。在蘭印邦商の擁護策として、非常時輸入制限令並に輸入業者特許制を撤廢せざれば、邦品一切の不賣を斷行する事を全輸出業者に強要する。

しかしながら、輸出統制の根本策は單に對蘭印に限定せず、世界的な輸出の統制が必要である。即ち、蘭印向けの大量輸出を濠洲、カナダ、獨逸、諾威等の入超國並に中、南米近東諸國等の新興新場へ振りむける。

四、輸入の増加を計る

二百五十萬噸の滯貨に苦しむジャバ糖輸入を二十萬噸位増加せしめる。これによる内地糖業者の蒙る打撃の一半は砂糖消費稅の引下げ、支那滿洲方面への輸出増進のために、

政治工作を行ふ等により填補する。燃料國策の國防的見地から石油輸入の分散性を計るため石油並に生ゴム其他蘭印特產物の輸入増加をはかる。
これら、輸入増加による内地同業者の打撃は輸出業者の共同負擔となす。即ち輸出稅並に輸出運賃の引上げ等々。

五、强硬外交の遂行

上述の如き充分なる對策を以て、舉國一致全國民の統一せる輿論を以て、強力なる外交、戰術を遂行することが肝要である。

附錄

蘭領東印度に於ける非常時輸出
制限令、輸入制限令、並に關稅法

非常時輸出制限令

非常時輸出制限ニ關スル總督令(一九三二年九月十六日國民參議會通過)

目下ノ非常狀態ニ於テハ第一ニ住民ノ需要ヲ滿タスノ必要上若ハ蘭印ノ生産ニ係ル種苗ノ好マシカラザル輸出ヲ豫防スル必要上特定商品又ハ商品グループノ蘭印關稅區域ヨリノ輸出及關稅區域内ノ移送ヲ一時禁止シ若ハ制限スルコトノ必要ヲ考慮シ蘭印評議會ニ諮詢シ國民參議會ノ協賛ヲ經テ左記ノ通制定ス

第一條

(一) 緊急ノ事情アラバ第一ニ住民ノ需要ヲ滿タスノ必要上若ハ蘭印ノ生産ニ係ル種苗ノ好マシカラザル輸出ヲ豫防スル必要上政府令ヲ以テ左ノ事項ヲ一時禁ジ又制限スルコトヲ得
A、特定ノ商品又ハ商品グループノ蘭印關稅區域ヨリノ輸出
B、特定ノ商品又ハ商品グループノ蘭印關稅區域所屬ノ特定地方ヨリ其關稅區域外ヘノ輸送

C、特常ノ商品又ハ商品グループノ蘭印關稅區域所屬ノ特定地方若ハ其部内ヨリ其關稅區域所屬ノ他ノ地方ヘノ船舶又ハ飛行機ニヨル移送

(二) 本總督令ノ施行細則及政府令ノ定ムル輸出又ハ移送禁止ニ對スル特別ノ場合ニ於ケル除外許可ノ權限ニ關シテハ政府令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二二條

第一條所定ノ政府令ハ實施後十ヶ月若ハ其ノ以前ニ效力ヲ失フモノトス、政府令ニ於テ規定セラレタル事項ニ付テハ必要ニ應ジ右期間内ニ於テ條例ヲ以テ之ヲ定ム

第三條

(一) 第一條A及Bノ輸出ハ輸出ヲ禁止セラレタル商品が船舶又ハ飛行機ニ積込マレ且ツ其積荷ガ蘭印關稅區域内ノ一地ヲ仕向地トセルコトヲ證明シ得ザルトキ完了セルモノト認ム

(二) 第一條Cノ移送ハ移送ヲ禁止若ハ制限セラレタル商品ガ船舶又ハ飛行機ニ積込マレ且ツ其積荷ガ移送ヲ許可セラレ居ル地方及蘭印關稅區域外ヲ仕向地トセルコトヲ證明シ得ザルトキ完了セルモノト認ム

第四條

(三) 書面又ハ口頭ヲ以テスル申告ニ依リ稅關ニ於テ作成セル書類ヲ伴フ商品ガ蘭印關稅區域ノ一地ヲ仕向地トシテ船舶又ハ飛行機ニヨリ運搬セラル、トキモ右商品ガ其仕向地ニ到着セザル場合ハ關稅區域外ヘ輸出セラレタルモノト認メラル。但シ關係人ニヨリ該商品ガ蘭印關稅區域内ノ一地ニ荷卸シ又ハ其途上紛失セル事實ヲ舉證スルトキハ此ノ限りニ非ズ

第一條ニ基キ施行セラルル輸出禁止又ハ制限ハ左ノ商品ニ對シテハ適用セラレズ
 A、蘭印關稅區域外ヨリ搬入セラレタル商品ニシテ其搬入ノトキヨリ稅關監視ノ下ニアル商品
 B、其船舶又ハ飛行機ニ使用スルモノナルコトヲ明カニシ且ツ其ノ旨ヲ明記シテ積込マレタル物品
 C、統計稅令(一九二四年官報第五一七號)第四條ノB、C、G及M項ニ依リ輸出稅ヲ賦課セラレザル商品

第五條

租稅令(一九三一年官報第四七一號)附屬規則A第五〇條及規則B第一三條ハ本令第一條ニ依リ輸

出又ハ移送ノ禁止又ハ制限ヲ受クル商品ガ禁止又ハ制限ノ適用ヲ受クル一地方内ニ在ル場所ニ於テ船舶又ハ飛行機ニ積込マル限リ右商品ノ蘭印内移送ニ對シテハ適用セラレズ

第六條

- (一) 本令第一條ノ規定ニ依リ輸出又ハ移送ヲ禁止セラル商品ヲ輸出又ハ移送シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ一萬盾以下ノ罰金ニ處ス
- (二) 犯罪ヲ構成シ又ハ犯罪ノ具ニ供セラレタル商品ハ之ヲ沒收スルコトヲ得
- (三) 本令ノ定ムル處罰ハ輕刑トス

第七條

本令ニ定ムル處罰事實ノ搜查ハ普通犯罪事件ノ搜查ヲ擔任スル官吏ノ外關稅及消費稅務官吏モ之ヲ擔任スルモノトス

第八條

本令ハ「一九三三年非常時輸出令」トシテ引用スルコトヲ得
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

本令ハ未知ノ者無キヤウ蘭印官報ニ掲載スベシ

以上

非常時輸入制限令

目下ノ非常特別ナル狀態ニ於テ餘リニ多大ナル外國品輸入ニ對シ一時的手段ヲ採リ得ルコトヲ必要ト認メ印度評議會ニ諮詢シ國民參議會ノ協賛ヲ得左ノ通り制定ス

第一條

本令及ビ之ニ基キ制定スペキ施行細則ニ於テハA輸入トハ印度關稅法ニ意味スル消費ノタメノ輸入ヲ指シB價格トハ輸入ニ際シ統計脫徵收ノ爲商品ニ與ヘラル價格ヲ指ス

第二條

第一項 政府令ヲ以テ特定ノ商品又ハ商品グループノ蘭領印度ノ關稅區域内ニ於ケル輸入ハ一々ノ場合ニ定ムベキ價格又ハ量若シクハ重量以上ハ一時之ヲ禁止スル旨規定スルコトヲ得

第二項 前項記載ノ政府令ヲ以テ又ハ之ニ基キ其施行ノ方法、特別ノ場合ニ當該政府令ニ基キ行ハルル輸入禁止ニ對シ除外例ヲ許ス權能並ニ施行ニ伴フ経費支辨ノ爲メ利害關係者ヨリ徵收スル手數料金額ノ確定ニ關シ規則ヲ制定スルコトヲ得

第三條

前條記載ノ政府令ハ實施後十ヶ月ニシテ又ハ右政府令中ニ定メタル十ヶ月ヨリモ短カキ期間ノ終了後其ノ效力ヲ消失ス

政府令ニ於テ規定セラレタル事項ハ右期間内ニ必要ナル範圍内ニ於テ總督府令ヲ以テ是ヲ規定ス

第一項 本令適用ノ爲メ農工商務長官ハ輸入商品ノ原產地證據提供ニ關シ規則ヲ制定スルコトヲ得

第二項 第二條ニ基キ指定セラレタル商品ニシテ原產地證明ノ提出ヲ必要トセラレタル場合ニ於テハ有效ナル證明ノ提出ナク輸入申告ノ行ハルモノノ輸入ハ第二條ニ從ヒ定メラレタル期間之ヲ禁止ス

第五條

第一條及ビ第四條ノ規定ニ基ク輸入禁止ハ引越荷物又ハ遺產ニ屬スル貨物ニシテ既ニ使用セラレタルモノ、船客ノ携帶スル貨物又ハ小包郵便若シクハ船積小包トシテ輸入セラルモノニシテ取引用ニ充當セラレザルモノ、蘭領印度ノ關稅區域内ヨリ輸出セラレタル商品ニシテ其ノ儘又ハ加工ノ後再輸入セラルモノ、印度關稅法（法令一九二四年第四八七號及ビ法令一九三一年第一三九號）第二條第三項ニ從ヒ全部又ハ一部ノ輸入稅ヲ免除セラル貨物並ニ統計稅令（法令一九二四年第五一七號）第三條第一項若シクハ第四條ノA、C、E、G、H又ハM號ニ從ヒ統計稅ノ支拂ヲ要セザル貨物ニ對シテハ右免除ニ對スル條件が具備セラル限リ之ヲ適用セズ右記貨物ハ第二條ニ基キ許容セラレタル輸入價格又ハ量又ハ重量ガ既ニ到達サレタルヤ否ヤヲ確定スルニ當リ計算外トス

第六條

農工商務長官ハ財務長官ト協議ノ上第二條記載政府令ノ適用セラル商品ノ輸入ガ其指定スル港ニ限定セラレ得ル旨規定スルコトヲ得

第七條

第二條記載政府令ノ適用セラルル外國品ニシテ豫メ輸入手續ヲ採ラザリシモノノ運送又ハ通送ノ申告及ビ保稅倉庫ニ貯藏スル旨ノ申告ニ際シテハ關稅及ビ消費局關係官吏ハ右商品ノ價格ニ等シキ保證金ヲ要求スルコトヲ得、右保證金ハ定メラレタル期間又ハ其ノ後延長セラレタル期間内ニ適當ナル方法ヲ以テ申告セラレタル目的地ニ到達セザリシコト分明スルトキハ之ヲ國庫ニ沒收スベシ

第八條

- 第一項 第一條又ハ第四條ノ規定ニ基キ輸入ノ禁止セラレ居ル商品ヲ輸入スルモノハ最高一ヶ年ノ禁錮又ハ最高一萬盾ノ罰金ニ處ス
- 第二項 第二條ノ規定又ハ第四條ノ規定ニ基ク禁止ニ抵觸シテ輸入セラレタルコトヲ知リ又ハ當然推知スペカリシモノニシテ當該商品ヲ販賣シ、販賣ノ爲メオツフアーシ、引渡シ若シクハ販賣又ハ引渡ノタメコレヲ貯藏スルモノハ同一ノ罰ニ處ス
- 第四項 本令ニ定メタル處罰事實ハ犯罪ト看做ス

第九條

本令ニ定メタル處罰事實ノ探査ハ一般ニ處罰事實ノ探査ヲ擔任スル官吏以外ニ關稅及稅局關係官吏ニ於テモコレヲ擔任ス

第十條

本令ハ一九三三年非常時輸入制限令トシテ引用スルコトヲ得
本令ハ發布ノ翌日ヨリ之ヲ實施ス

(一九三三年九月十三日公布)

新蘭領印度關稅法

本稅ニ付テハ一九二五年以後ニ於テハ別段ノ變更ナカリシ處、一九三四年一月十日關稅定率表ノ全般的改訂ヲ見タリ

新關稅法文(A)並ニ本邦關係商品ノ新稅率表(B)左ノ如シ、(稅率括弧内ハ舊稅率ニシテ記載ナキモノハ變更ナキモノナリ)

(甲) 本 稅

第一條 (一) 蘭領印度關稅法第一條附屬輸入稅表ハ之ヲ本法附屬ノ輸入稅表ヲ以テ替フ
 (二) 稅表ニハアルファベット順ニテ記載シタル品目表ヲ添ヘ同品目表ハ必要ニ應ジ總督之ヲ改訂スルコトヲ得

第二條 本法實施ノ時ニ有效ナル稅率適用ニ關スル條令及決議ハ總テ之ヲ本法附屬稅表ノ規定ニヨリ設クル他ニ條令及決議ヲ以テ替フル迄ハ有效トス

第三條 蘭印ノ全關稅地域ニ於テ一九三五年一月一日ニ至ル迄第一條記載ノ新輸入稅率ニ屬シ五割ノ附加稅ヲ課ス(後掲乙参照)但シ

A、稅番第六一號ノ二若クハ稅番一一五、一五九、一六〇又ハ一六二ノ何レカノ一ニヨリ課セラル輸入稅ニハ附加稅ヲ免除ス但シ稅番第一五九ニヨリ香水、毛髮用香水、含嗽水、化粧水其他類似ノモノニ課セラル百立ニ付三十盾ノ輸入稅ニハ五割ノ附加稅ヲ課ス

B、稅番第三五六ノ二Aニヨリ課セラル左記總物ノ輸入稅ニ對シテハ二割ノ附加稅ヲ課ス

(一) 縞織色染若クハ捺染ニアラザル未晒及晒ノ密平織綿布ニシテ七ミリメートル平方内ニ經緯合計四十五本ヲ超エザルモノ
 (二) 色絲ヲ交織シ若ハ捺染等ノ方法ニ依リテ仕上ゲタルモノニアラザル簡単ナル紋織未晒綿布

B

稅番第三四四

絹 絲 (生絲屑生絲及古絹ヨリ造リタルモノヲ含ム)

撚ヲカケタルモノ又ハ撚ヲカケザルモノ染色シタルモノ又ハ染色セザルモノ

人 絹 (人造馬毛、グリノール、グリノイド紐及リボン形ノモノ並人絹及人絹ニ屑絲ヨリ造リタル絲ヲ含ム)

撚ヲカケタルモノ又ハ撚ヲカケザルモノ、染色シタルモノ又ハ染色セザルモノ

上記各種品相互ノ混合ニ成ル絲及上記以外ノ各種纖維トノ混合ニ成ル絲

(一) 小賣用ニ仕上ゲタルモノ 従 價 二 割 (一割一分)

(一) 小賣用ニ仕上ガザルモノ

A、全部入絹若クハ人絹ト綿トヲ交紡シタル織絲(染色セザルモノ)

B、其ノ他ノモノ

同 三四五、刺繡絹絲(plusette)

函入ノモノハ其ノ容器トモ

同 三四六、絹絲若クハ人絹ヨリ製シタル織物及一部分絹絲若クハ人絹ヨリ製シタル織物(特記セザルモノ)

(一) 窓掛椅子張布絨氈廊下敷物其他

(二) 織リ又ハ編ミタル紐及リボン

(三) レース刺繡小布花綵刺繡其ノ他ノ方法ニテ裝飾セル縫布襞總布其ノ他類似ノ布類

(四) 車輛家具類及壁裝飾等ニ使用スル爲特ニ寸法ヲ定

無 稅 (一 割)

一割二分 (一割二分)

二 割 (一割二分)

二 割 (同)

A、網目布及類似ノモノ但シ普通ノ蚊帳地及特種蚊帳地ヲ除ク
B、ビロード、ブルシユ及類似ノモノ但シ未晒又ハ晒シタル無地ノ浴室着布(Badstof)ヲ除ク

C、レース布及レース布ト組合セタル布

D、頭文字或ハ標章等ヲ織込タル紋緞子(ダマスク)

E、畝ヲ附シ又ハ兩面ヲ捺染シタルカーテン地及椅子張布

F、廊下敷物及絨氈

G、刺繡シタル布及特別ノ絲ニテ花鳥其ノ他ノ裝飾ヲ施シタル布但シ横絲刺繡ノミヲ施シタル特種蚊帳地及同ジ間隔ニ十字形其ノ他ノ簡単ナル模様ヲ織込タルモノヲ除ク

H、透細工ヲ施シタル布

I、金屬線金屬性纖維若クハ其ノ模造品ヲ以テ裝飾ヲ施シタル布及金屬粉又ハ薄片金屬ヲ附着シ若クハ押捺シタル布

J、飾石珠子玉真珠貝殻其ノ他類似ノ裝飾物ヲ附シタル布

K、描キ又ハバチツク(描繪)ノ裝飾ヲ施シタル布染、色其ノ他ノ方法ニテ模様ヲ附ケタル布

L、縁ノ附キタル布、ギザギザノ附キタル布又ハ類似ノモノ花綵ノ附キタル布及縫附キノ布

二、生地物晒物染色物模様物捺染物

A、光澤ヲ附セザルモノ

B、光澤ヲ附シタルモノ

三、四ニ含マレザルモノニシテ織リタルカ又ハ編ミタルサボン及紐

A、光澤ヲ附セズ縮マザル無紋無飾ノ普通品

B、其ノ他ノモノ例ヘバビロードノ紐及リボンノ如キモノ

四、シデ紐其ノ他糊ニテ固メタル包裝用紐

五、レース、刺繡小布、花綵、刺繡其ノ他ノ方法ニテ裝飾ヲ施シタル縫布製品、例ヘバ絨氈楷段敷物廊下敷物窓掛壁掛窓ノ上部ノ垂飾掛物卷物長寢椅子掛机掛盆敷指洗器敷クツショソ

六、車輛家具類及袋ノ裝飾ニ使用スル爲特ニ寸法ヲ定メテ造

リタル製品、例ヘバ絨氈楷段敷物廊下敷物窓掛壁掛窓ノ上部ノ垂飾掛物卷物長寢椅子掛机掛盆敷指洗器敷クツショソ

同

二 割

(同)

同

一割二步

(同)

同

二 割

(同)

同

一割二步

(同)

同

一割二步

(同)

用布ノ如キモノ

七、サロン、カインパンジヤン、スレンダン頭巾肩掛其ノ他類似ノ布

A、機械織

未晒及晒模様織染色捺染但シ光澤ヲ附シバチツク(描繪)染トナシ或ハ刺繡ヲ施シ又ハ金絲銀絲及其ノ模造絲ヲ織込タルモノ及總ノ附キタルモノハ除ク

B、其ノ他ノモノ

八、タオル(縁ヲトラザルモノ)

A、頭文字標章其ノ他ノ裝飾ヲ施サザル生地ノ儘又ハ晒シタルモノ

B、其ノ他ノモノ

九、食卓掛け拭指拭ノ如キ食卓用布帛類

二割(同)

同

二割(同)

同

一割二步(同)

同

一割二分(同)

同

二割(同)

同

二割(同)

ク又模様其ノ他ノ裝飾ナキモノ

B、其ノ他ノモノ

同三九二、莫大小製品

(一) 綿肌着、晒、未晒、光澤ヲ附セザルモノ又ハ刺繡其ノ他ノ方法ニテ裝飾ヲ施サザルモノ

(一) 其ノ他本稅番ニ該當スルモノ

同三九三、沓 下

(一) 綿ノミヨリ製シ光澤ヲ附セザル無地ノ裝飾ナキモノ

(一) 其ノ他

同三九四、胸當、ズボン下襪衣類

(一) 綿ノミヨリ製シ光澤ヲ附セザル無地ノ裝飾ナキモノ

(一) 其ノ他

同三九五、特記セザル莫大小製品例ヘバ手袋、浴衣、サル

マタ運動チヨツキ、小供服其ノ他類似ノ品

同四五九、陶磁器

(一) 建築用及道路舗裝用煉瓦素燒ノモノ

(一) 其ノ他

同四六〇、瓦

(一) 素燒ノモノ

(一) 其ノ他

同四六一、床張用其ノ他交通標識用舗裝煉瓦類

(一) 単色素燒ノモノ

同四六二、化粧煉瓦

(一) 白 色

同

二割(同)

同

一割二步(同)

同

六步

同

一割二步(同)

同

六步

同

一割二步(同)

四一

四〇

一割二步(同)

二割(同)

同 四八〇 硝子管

(一) 計量器用硝子管タルコトノ明カナルモノ

(二) 其ノ他

同 四八一 鏡用、窓用ノ板硝子

(一) 無色、色付、光澤消シ、磨キタルモノ、畝ノ付キタルモノ、針金等ヲ入レタルモノ又ハ入レザルモノ但シ鍍金ヲ施シ或ハ特殊ノ圖案ヲ附セザルモノ

(二) 鍍金ヲ施シ或ハ特殊ノ圖案ヲ附シタルモノ

同 四八二 鉛其ノ他ノ卑金属ニテ周圍ヲ包ミタル窓形板硝子、モザイク窓等ノ如キ裝飾用板硝子

同 四八三 化粧用及部屋飾用鏡

同 四八四 屋根葺硝子瓦及裝飾ヲ施サザル天窓用硝子

同 四八五 特記セザル板硝子製品

四四

六 歩 (同)

一割二步

六 步 (同)

一割二步

二 割 (同)

- (一) 従價二割ノ板硝子ニテ製シタルモノ
(二) 其ノ他
- 同 四八六 建築用硝子煉瓦
- (一) 裝飾ヲ施サザルモノ
(二) 裝飾ヲ施シタルモノ
- 同 四八七 モザイク
- 同 四八八 ランプ・ホヤ笠其ノ他ランプ用品
(一) 無色透明或ハ乳色ノモノニテ鍍金其ノ他裝飾ヲ施ザルモノ
- 同 四八九 鑄山用ランプ
- 同 四九〇 電氣スタンド
- (一) 鍍金其ノ他ノ裝飾ヲ施サザルモノ

四
一
六
七
八

四

(一) 計量器用硝子管タルコトノ明カナルモノ

(二) 其他

同四八一鏡用、窓用ノ板硝子
（一）無色、色寸、光翠消シ、

割二步

ルモノ、針金等ヲ入レタルモノ又ハ入レザルモノ但シ鍍
金ヲ施シ或ハ寺朱ヲ圖案ヲ付シテゾノキ

(一) 鍍金ヲ施シ或ハ特殊ノ圖案ヲ附シタルモノ

同 四八二 鉛其ノ他ノ卑金屬ニテ周圍

同四八三化粧用及部屋飾用鏡
モザイク窓等ノ如キ裝飾用板硝子

同四八四 屋根葺硝子瓦及裝飾ヲ

同四八五
特記セザル板硝子製品

(二) 従價一割ノ板硝子ニテ製シタルモノ

(二) 其他

(一) 裝飾ヲ施サザルモノ

(一) 裝飾ヲ施シタル

同四八八 ランプ・ホヤ笠其ノ他ランプ用品

(二) 無色透明或ハ乳
ザンキ、

(二) 其ノ他

同 四八九 鎌山用ラン

同 四九〇 電氣スタンド

(二) 其ノ他

同

四六
二割(同)

同 四九一 ドミ・ジョン罐飲料用空罐(葡萄酒、麥酒、鑄泉用罐及藥罐等)

菓子、貞容罐、普通ノスツップフレス(封度罐)藥品罐標本罐等

(機械栓又ハ普通栓ヲ施シタルモノ又罐ノ外部ヲ針金又ハ薬ニテ包裝シタルモノヲ含ム)

同 四九二 炭酸水用壓搾栓ヲ施シタルサイフォン

同 四九三 金屬又ハ革ニテ外裝ヲ施シタル狩獵用及旅行用高級硝子罐

同 四九四 試驗管其ノ他理化學試驗ニ使用スル硝子器、顯微鏡レンズ、ビーカー等

同 四九五 油脂類ノ容器ニ供スル硝子壺

一割二步

二割(同)

二割(同)

一割二步

六步(同)

同 四九六 護謨採取用硝子碗

同 四九七 注射器、灌注器等醫療器具

同 四九八 硝子製文房具インキ壺、鉛筆ペン軸容レ等

(一) 裝飾ナキ簡單ナルモノ

(二) 他ノ品ト組合セタルモノ

同 四九九 養魚器ノ類

同 五〇〇 水飲コップ

(一) 普通品

(二) 其ノ他

同 五〇一 特記セザル食卑用硝子製品

(一) 普通品

(二) 資澤品

同 五〇二 珈琲ファイルタ、シトロン搾リ其ノ他ノ臺所用

硝子器

四八

同 五〇三 花瓶、花盛鉢、花サシ、香水吹キ、灰皿、貞道
具、寫眞節臺、硝子製草花果物、動物等ノ裝飾品

同五〇四 加工セザル眼鏡用及掛時計用硝子

同五〇五懷中時計用硝子

同五〇六年車輛ランプ、懷中ランプ等ニ使用スルレンズ型硝子

同五〇七義眼

同五〇八硝子製珊瑚真珠等

同五〇九絲狀硝子

同五一、特記セザルランプ及燈籠

(一) 賛澤品

卷之三

(一) 其他

同 五二二 船舶及鐵道ノ信號用ランプ及其ノレンズ

同 五一三 船舶及航空機ノ燈臺航路標識燈ニ使用スルレン

ズ及ブリズム

同五一五 特記セザル其ノ他ノモノ

(二) 鍍金其ノ他ノ方法ニテ裝飾ヲ施サズ又從價二割ノ課

税品ヲ組合セテ作ラザルモノ

以上昭和八年九月二十日

一一三麥酒樽詰

A ショート
B パン

卷之三

一一八 セメント 箱 板 百匁 ○・一五 (一樽・四盾) 五〇

護謨製品

二三一	ゴム輪 A	一個二十五瓦以上ノモノ	B	其ノ他	同	從價	一割一步	(無)												
二三二	ゴム管 A	内部直經七五耗以下ノモノ	B	其ノ他	同	六步	一割二步	(同)												
二三三	ゴム管 B	其ノ他	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二三四	ゴム帶革、分擔用帶革																			
二三五	車輪用タイヤ A	自動車、自轉車、乳母車用	B	其ノ他(飛行機用ヲ含ム)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二三六	衛生用及化粧用ゴム A	化粧用、湯殿用																		

二三七	ゴム衣類 A	潛水用	B	其ノ他	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二三八	撞球臺クツシヨン用ゴム		B	其ノ他	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
二三九	ゴム印(數字、文字)																			
二四〇	消ゴム其他文房具用																			
二四一	床敷卓上敷ゴム																			
二四二	小間物及裝飾用																			
四二〇	ゴム靴																			

(乙) 附 加 稅

一九三一年一月一日財政收入ノ目的ヲ以テ凡テノ輸入品ニ從價稅一割ヲ新設附加ス
一九三一年一月一日同二割ニ引上

同 年六月十五日同五割ニ引上(現行)

五一

但シ新關稅法ニヨリ前表稅番第三五六ノ一Aニヨリ課セラル、織物ノ輸入稅ニ對シテハ二割ノ附加稅ヲ課ス(前掲甲法文A第三條B項參照)

右ノ外ニ蘭印ニ於テハ統計稅(商品價格二十盾ニ付五仙)及貨物稅(稅率ハ港ニヨツテ異ナル、最高限度一頓ニ付一盾二十五仙)ナルモノアリ

(丙) 評 價 格 法

蘭印ニ於テ從價稅ヲ賦課スル場合ノ評價方法ニ左記二種アリ

- 一、申告價格、輸入者ノ申告セル價格ヲ稅關ガ査定シテ決定ス
 - 二、公定價格、一定ノ重要面品ニ對シテハ政府ニ於テ三ヶ月毎ニ豫メ公定價格ヲ發表ス
- 此ノ公定價格ニ付從前ハ本邦品が歐米品ニ對シ價格低廉ナルノ故ヲ以テ一部綿布、硫酸、硝酸及鹽酸ノ酸類ニ對シテハ別ニ日本品ノミノ公定價格ヲ特掲シ他國品ニ比シ七八分乃至一割方低廉ナル公定價格適用ノ取扱ヲ受ケツツアリタル處一九三一年他國品取扱商人が主動者トナリ、同種

ノ品物ニ付日本ニ對シテノミ特別恩典ヲ與フルハ不當ナリトノ主張ノ結果同年七月ヨリ前記諸品目ニ對スル差別ハ撤廢セラルコトトナレリ、但シ現在ニ於テモ硝子瓶、琺瑯鐵器、絹織物ノ一部タオル、燐寸、等ニ對シテハ尙日本產又ハ日本產若シクハ支那產ノ特掲項目が存在シツツアリ公定價格ヲ定メラル重要輸入品左ノ如シ

陶磁器、藥品類、食料品類、絲類、硝子製品、鑄及鋼製品、銅及真鍮製品、小間物、皮革類、類綿布、絹織物(日本及支那產)其ノ他ノ織物、紙類及紙製品、塗料類、獸肉類、銀器、其ノ他(重要ナルモノトシテハ自轉車タイヤ、チューブ、燐寸、花蓮、傘、石鹼、生絲等ナリ)(價格表省略)

【定價二十錢】

昭和九年六月十日
昭和九年六月十五日
昭和九年六月三十日
△△△△△
權作著
有 所
▽▽▽▽▽

發 印 刷
再 版

編 者 經 紩 會 調 査 部

東京市麹町區內幸町一ノ六

發 行 者

滑 川 新

印 刷 者

濱 松 孝 太 郎

橫濱市中區藤棚町一七一

發行所

東京市麹町區內幸町一ノ六

電話銀座
(57) 〇〇五五二二三一一番番

經 紩 會 出 版 部

終

